

(案)

沼津市下水道事業経営戦略
2025-2034

令和7年 月

沼津市水道部

目 次

第1章	経営戦略策定の趣旨	
1	経営戦略の趣旨	1
2	計画期間	1
3	他の計画との整合	2
第2章	下水道事業の現状と課題	
1	下水道事業	3
2	下水道施設	4
3	組織	6
4	災害・危機管理対策	8
	(1) 地震対策	
	(2) 津波対策	
	(3) 下水道事業継続計画(BCP)	
5	下水道事業の経営	9
6	不明水の実態把握	11
7	広報啓発活動	11
8	市民参画	11
9	これまでの経営健全化の取組	12
10	経営の健全性・効率性	14
第3章	将来の事業環境	
1	処理区域内人口の予測	21
2	有収水量の予測	22
第4章	経営の基本方針	
1	沼津市下水道ビジョンと経営戦略	24
2	経営戦略の方向性	24
第5章	投資・財政計画	
1	投資計画	25
2	財政計画	28
3	財政計画のうち投資以外の経費	30
4	投資・財政計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組	35
第6章	経営戦略の進捗管理	
1	経営戦略の更新及び検証等	37
2	ロードマップ	37
3	情報提供	37
資料編		
	・下水道ビジョンアクションプログラム	
	・経営比較分析表(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業)	

1 経営戦略の趣旨

現在、人口減少や少子高齢化社会の進行、環境保全意識の高まりによる節水型社会への転換等、下水道事業を取り巻く社会情勢が変わりつつあります。

加えて、本市が下水道事業を開始してから50年以上が経過しており下水管や処理場などの下水道施設の老朽化が進行していることや、南海トラフ地震等の災害への備えに対する意識の高まりなどから、下水道施設の更新や耐震化等の取り組みが求められています。

このような中、本市では現在の下水道事業における課題を整理し、その解消に必要な項目や事業の方向性を定め、今後10年間における達成すべき具体的な政策目標を示した「沼津市下水道ビジョン2025-2034」（以下『下水道ビジョン』）を策定しています。

沼津市下水道事業経営戦略（以下『経営戦略』）では、下水道ビジョンに示された各取組を実施するにあたり、中長期的な視点で必要となる施設や設備に関する投資の見通しと、投資のために投入できる財源の見通しを試算し、収入と支出が均衡するよう調整した収支計画を立てることで、安定して持続的に事業を継続していくための財務マネジメント計画を策定します。

2 計画期間

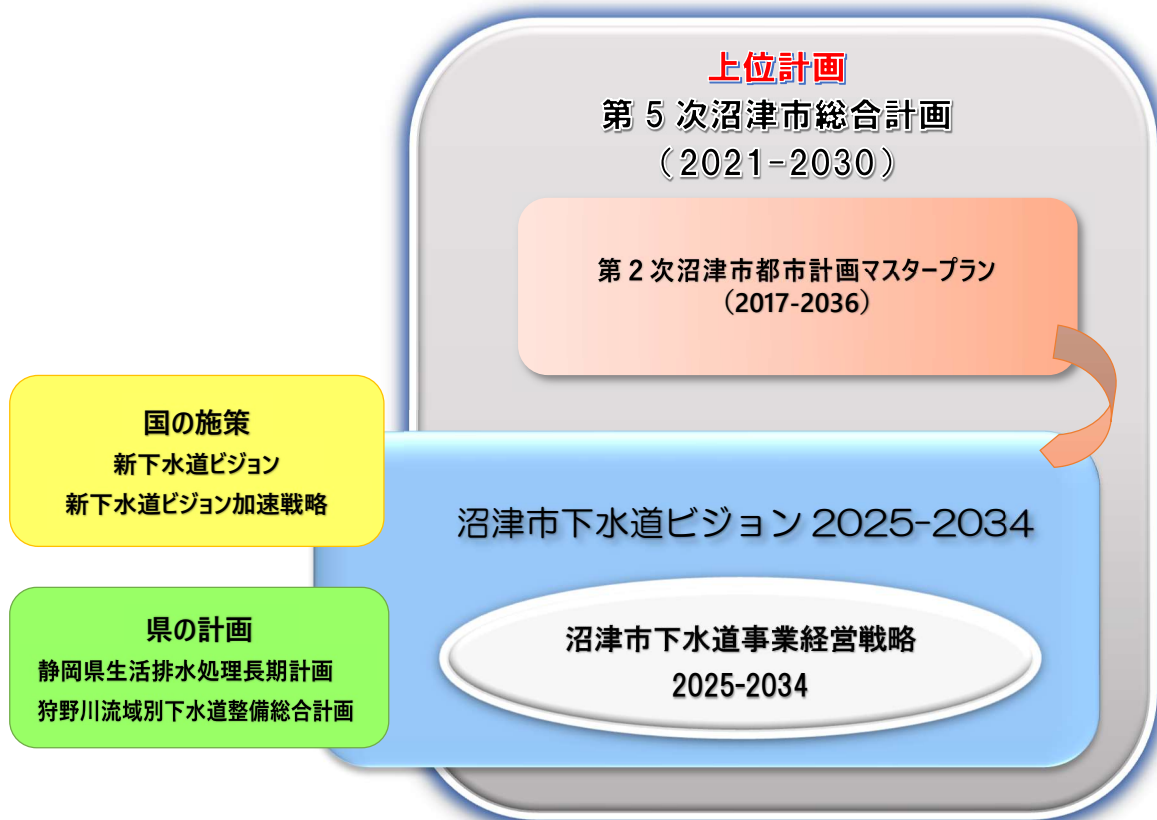
経営戦略の計画期間は下水道ビジョンと同様に2025（令和7）年度から2034（令和16）年度までの10年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 他の計画との整合

国が示す「新下水道ビジョン」や、本市の「第5次沼津市総合計画」、「第2次沼津市都市計画マスタープラン」を踏まえ作成された下水道ビジョンを上位計画とし、静岡県「静岡県生活排水処理長期計画」、「狩野川流域別下水道整備総合計画」などとの整合を図るほか、関連するストックマネジメント計画と連動させた計画とします。

また、経営戦略の進捗を図る指標として下水道ビジョンにおける詳細な取組及び目標値を定めたアクションプログラムを共有します。



1 下水道事業

本市では1967(昭和42)年に、沼津駅を中心とする既成市街地となっている中部処理区において下水道事業に着手して以降、久連処理区、内浦処理区、西部処理区、狩野川左岸処理区、戸田処理区の整備、公共下水道以外では、地域し尿処理施設(コミュニティプラント(以下「コミプラ」))として江梨地区、漁業集落排水処理施設として井田地区の整備を進め、全体計画面積3,646.50haに対し、2023(令和5)年度末時点で2,202.55haの整備が完了し、整備率は60.4%となっております。

2023(令和5)年度末の下水道普及率(供用開始人口/行政人口)は、62.9%(117,426人/186,676人)となっております。

- ・ 供用開始年月 1978(昭和53)年11月(中部処理区)
- ・ 法適(全部・財務)・非適の区分 全部適用*2006(平成18)年4月1日適用)
- ・ 処理区域内人口密度(R5末) 61.3人/ha(公共下水道)
23.5人/ha(特定環境保全公共下水道)
12.2人/ha(漁業集落排水事業)
- ・ 流域下水道等への接続 狩野川西部流域下水道に接続

処理区 (地区)	整備期間	全体計画区域(R12年)		整備区域(R5年)		整備率 (%)
		面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
中部	S42~H8	342.00	18,830	332.81	20,456	97.31
久連	S51~54	9.50	290	9.50	244	100.00
内浦	S55~H8	51.68	1,790	51.68	1,454	100.00
西部	S62~現在	2,474.56	102,070	1,262.76	75,273	51.03
狩野川左岸	H7~現在	673.56	32,210	463.83	21,641	68.86
戸田	H15~現在	86.00	2,320	72.77	1,719	84.62
小計		3,637.30	157,510	2,193.35	120,787	60.30
江梨	S46	5.10	750	5.10	152	100.00
井田	H7~11	4.10	110	4.10	50	100.00
合計		3,646.50	158,370	2,202.55	120,989	60.40

整備率は、計画面積に対する下水道整備済の処理区域の面積の割合。

普及率は、行政人口に対する下水道が利用できる処理区域人口の割合。

※地方公営企業法のすべての規定を適用している事業。(財務規定のみ適用している場合は財務適用、適用していない事業は法非適用事業という。)

第2章 下水道事業の現状と課題

下水道には、汚水のみを処理する分流式と、汚水と雨水を合わせて処理する合流式があります。

本市では分流式が中心ですが、中部処理区の一部で合流式となっており、都市に降った雨水を下水管渠を通して河川に流し、浸水から街を守る役割も担っています。

2 下水道施設

本市が管理している下水処理施設は、中部浄化プラント、久連浄化センター、重須浄化センター、南部浄化センター、戸田浄化センターの5箇所のほか、地域し尿処理施設として江梨浄化センターと、漁業集落排水処理施設として井田浄化センターがあります。

その他、本市の西部処理区及び近隣の2市2町の汚水を処理する施設として、狩野川西部浄化センターを静岡県が管理しています。

処理区 (地区)	処理場名(供用開始年度)	排除方式	処理方式	現有処理能力 (m ³ /日)
中部	中部浄化プラント (S53)	分流式 一部合流式	標準活性汚泥法	26,460
久連	久連浄化センター (S54)	分流式	長時間 エアレーション法	612
内浦	重須浄化センター (S61)	分流式	長時間 エアレーション法	1,899
西部	狩野川西部浄化センター (H6)	分流式	標準活性汚泥法	114,200
狩野川左岸	南部浄化センター (H16)	分流式	標準活性汚泥法	26,700
戸田	戸田浄化センター (H20)	分流式	膜分離 活性汚泥法	2,140
江梨	江梨浄化センター (S47) (地域し尿処理施設)	分流式	長時間ばっ気方式	150
井田	井田浄化センター (H11) (漁業集落排水処理施設)	分流式	接触ばっ気方式	260

第2章 下水道事業の現状と課題

本市には、汚水を処理場へ送るポンプ場として、中部ポンプ場、長浜中継ポンプ場、松下中継ポンプ場、三枚橋中継ポンプ場があります。

ポンプ場名(供用開始年度)	排除方式	放流先	揚水量 晴天時最大(m ³ /min)
中部ポンプ場 (S45)	合流式	中部浄化プラント	16.70
長浜中継ポンプ場 (S61)	分流式	重須浄化センター	1.85
松下中継ポンプ場 (S62)	分流式	中部浄化プラント	8.90
三枚橋中継ポンプ場 (H9)	分流式	流域下水道接続点	4.56

管路の総延長約 580 kmのうち、最も古いものでは布設から約 55 年が経過し、総延長の約 31%にあたる約 180 kmが 30 年を経過しています。(2023(令和5)年度末時点)

マンホール鉄蓋は約 22,300 箇所存在し、このうち約 30%が設置から 35 年を経過しています。(2023(令和5)年度末時点)

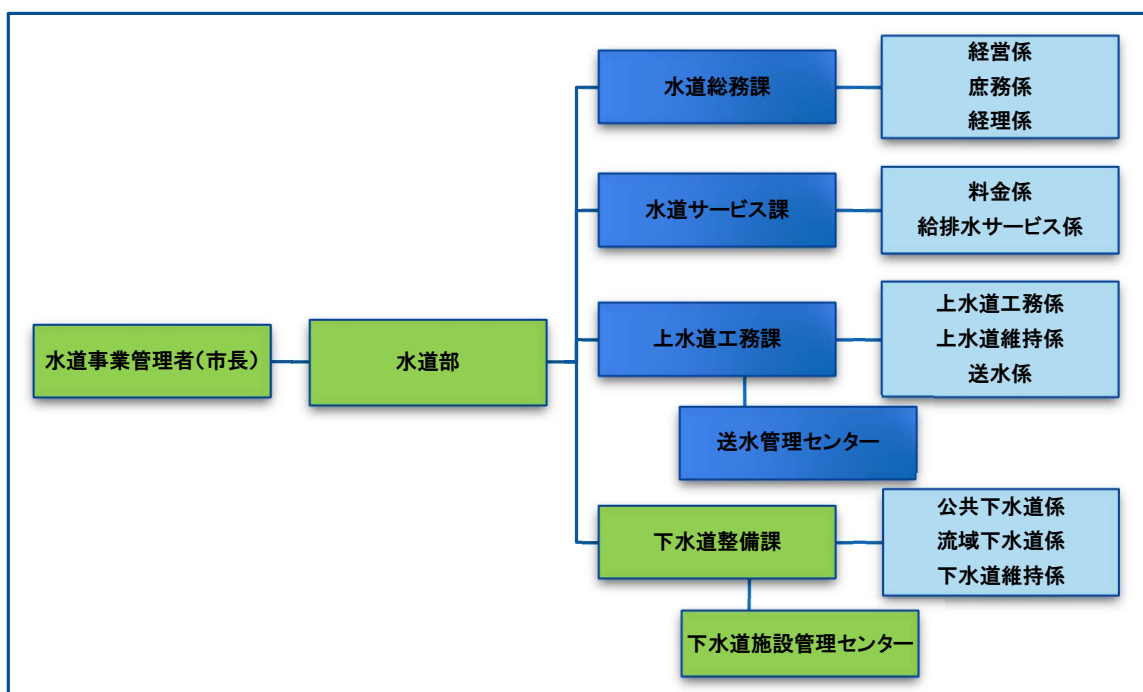
中部浄化プラントが供用開始から 45 年、中部ポンプ場が供用開始から 53 年を経過し、老朽化対策や施設更新を検討する必要があります。(2023(令和5)年度末時点)

3 組織

本市の下水道事業は、水道部内の3課が所管しており、下水道整備課は整備部門として下水道を専門に所管していますが、水道総務課及び水道サービス課は上下水道の両事業を所管し、上下水道の経営の一元化を図り、効率的な経営体制としています。

なお、下水道整備課が所管する出先機関として下水道施設管理センターがあります。

■2024(令和6)年度の水道部組織図



2024(令和6)年4月時点で、水道部の下水道事業の職員数は38人(事務職12人、土木職15人、機械職1人、電気職3人、現業職1人、会計年度任用職員6人)となっています。

下水道事業の運営を維持していく上では、災害時などの緊急対応に必要な一定の職員数を確保するとともに、新たな人材の育成が課題となります。

今後も下水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を進めつつ、継続的に人材育成に取り組めます。

第2章 下水道事業の現状と課題

2024(令和6)年4月時点で、下水道事業会計から人件費を支弁している職員数は38人です。

(単位：人)

		水道 総務課	水道 サービス課	下水道 整備課	下水道施設 管理センター	合計
事務職	部長	1				1
	課長		1			1
	課長補佐			1		1
	係長・主査		1	1		2
	主任		1	1		2
	副主任		1	1		2
	主事		3			3
	事務員					
	小計	1	7	4		12
技術職	課長			1		1
	課長補佐			1	1	2
	係長・主査			5	1	6
	主任			3	1	4
	副主任			1		1
	技師			2		2
	技術員			2	1	3
	小計			15	4	19
現業職	業務員				1	1
会計年度任用職員		1	3	2		6
合計	1	8	7	17	5	38

- ・上記のうち、技術職1人は再任用職員
- ・部長の人件費は上下水道事業の両会計にて折半

4 災害・危機管理対策

(1) 地震対策

管路施設においては、阪神淡路大震災を踏まえて1997(平成9)年に改定された耐震対策指針に基づき、2009(平成21)年に沼津市下水道総合地震対策計画を策定し、避難地から処理場までの経路の耐震化による下水道機能の確保、緊急輸送路・避難路におけるマンホール浮上防止対策、マンホールと管の継手の耐震化による走行(通行)経路の確保を重要な管路から順次実施しています。

また、処理場についても、耐震診断の結果や施設の重要度に基づき計画的に耐震補強を実施しています。

(市内の有人の処理場に係る建物部分については耐震化を完了)

(2) 津波対策

本市では、中部浄化プラント、重須浄化センター、久連浄化センター、江梨浄化センター、井田浄化センター、戸田浄化センターの6施設が津波による浸水被害を受ける可能性があります。

その中でも、特に中心市街地を排水区域とし、処理量が多い中部浄化プラントは、津波被害を最小限にとどめることや、被害を受けた場合に早期に復旧することが必要となるため、処理場の再構築・統廃合を含めた処理区域の見直しの方向性を踏まえたうえで、必要な対策を行います。

(3) 下水道事業継続計画(BCP)

下水道は、市民生活、社会経済活動を支える根幹的な社会基盤であり、大規模地震等で下水道が機能を果たすことができなくなった場合には、市民生活や周辺環境へ大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生上の問題の発生、また、合流方式の下水道においては、雨水排除機能の喪失による浸水被害等の二次災害の発生等、市民の生命・財産に係わる重大な事態を生じるおそれがあります。

本市は、南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に指定されています。そのため、このような事態を回避し、市民生活等を確保する視点を踏まえ、下水道施設の被災を想定した上で、これまで以上に速やかにかつ高いレベルで下水道が果たすべき機能を確保するため、2015(平成27)年度に策定した業務継続計画を強化・充実させていきます。

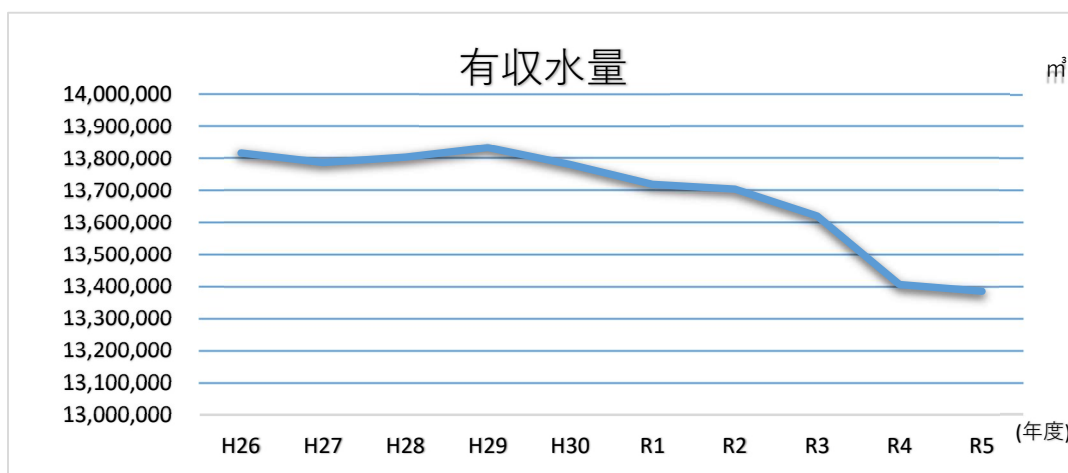
5 下水道事業の経営

■ 有収水量

下水道整備により、下水道が使用可能な区域（供用開始区域）や下水道使用件数が増加しているにもかかわらず、人口減少、節水意識の向上等の影響により、有収水量は減少傾向となっています。

下水道整備区域の人口は今後減少していくことが見込まれていますが、本市の下水道普及率は約 63%であるため、人口密集地を優先しながら拡張整備を進め、また、下水道への未接続者に対する接続指導を継続的に行い、水洗化（下水道接続）を促進することにより、有収水量の増加を目指します。

また、大口の利用者については、社会情勢や景気変動の影響を受けることもあり、その動向を注視していく必要があります。



■ 収支

汚水処理など維持管理費等にかかる収支は、概ね5年ごとに実施している料金改定（直近は 2024（令和6）年度）により経常収支は黒字を維持しているものの、市の一般会計から約 10 億円の経営補助（基準外繰入金）を受けての黒字であること、また、人口減少や節水意識の向上等により有収水量は年々減少していることなど、依然として厳しい経営状態が続くことが見込まれます。

さらに、今後は下水道普及のための管路等の施設整備に加え、施設の耐震化や老朽化した施設の更新など、必要な事業は増加していくことが見込まれます。

このため、適正な汚水処理、計画的な施設整備を実施していく上で、経費の削減、事業の効率化に継続して取り組み、更なる健全経営を目指していかねばなりません。

■ 下水道使用料

本市の使用料体系は基本使用料と超過使用料（従量使用料）の二部使用料制を採用し、使用水量（排水量）に応じた使用料（2024（令和6）年7月改定）を設定しています。

『公営企業の経営に当たっての留意事項について』（平成26年8月29日付け総務省自治財政局公営企業三課室長通知）では、最低限行うべき経営努力（徴収すべき使用料）として1㎡あたり150円を徴収することを示しており、本市の現在の使用料単価は154.5円（6,180円/40㎡）となっています。

下水道使用料は、汚水の処理や下水道施設の維持管理等のために必要な財源です。

そのため、社会情勢や経営状況を勘案し、適正な受益者負担となるよう適時適切に下水道使用料を検討していきます。

水道料金及び下水道使用料県内他市との比較

（2か月/40㎡あたり/口径13mm 単位：円）

	沼津市	静岡市	浜松市	富士市	熱海市
水道料金	4,560	5,214	4,312	4,444	5,740
下水道使用料	6,180	5,555	5,896	5,324	6,174
合計	10,740	10,769	10,208	9,768	11,914

令和7年1月1日時点

沼津市の下水道使用料（令和6年7月1日改定）

	基本使用料 （月額）		超過使用料（月額）				
	10㎡まで	10㎡を 超え 20㎡ まで	20㎡を 超え 30㎡ まで	30㎡を 超え 50㎡ まで	50㎡を 超え 100㎡ まで	100㎡を 超え 500㎡ まで	500㎡を 超える分
改定後	1,300円	179 円/㎡	182 円/㎡	188 円/㎡	194 円/㎡	201 円/㎡	209 円/㎡
改定前	1,250円	135 円/㎡	138 円/㎡	142 円/㎡	147 円/㎡	152 円/㎡	158 円/㎡

※漁業集落排水処理施設及び地域下水処理施設の使用料も同様

6 不明水の実態把握

不明水は何らかの原因で「雨水」や「地下水」が污水管に浸入するものであり、処理場への負担となっています。

日常的に処理場施設の処理水量、有収水量、降雨データを分析し、随時調査を実施することで原因を特定し、施設及び管路の更新、処理区の見直しなどを総合的に判断しながら不明水に対応していきます。

7 広報啓発活動

本市では下水道事業の広報啓発を行っており、毎年9月10日の「下水道の日」に因んだ行事なども実施しています。

- ・ご当地マンホールデザイン
- ・マンホールカードの発行とラブライブ！サンシャイン!!とのコラボ
- ・SNS等を活用した下水道事業のPR
- ・消費生活展への出展
- ・南部浄化センターの施設見学
- ・工事説明会の実施

8 市民参画

2014(平成26)年7月に、水道事業及び下水道事業の計画的な事業推進及び健全な経営について、市長の諮問に応じて審議するため、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会条例を制定し、審議会を常設化しました。

審議会は、学識経験者、農業・漁業・工業等の各業界の代表、自治会連合会、消費者協会、公募市民などで構成され、上下水道の計画や料金・使用料などの審議を行っています。

9 これまでの経営健全化の取組

① 組織及び人員配置の見直し

本市では2002(平成14)年度に下水道事業を所管していた下水道部を廃止し、水道部に統合しました。そして、2006(平成18)年度には公営企業会計に移行しました。

2009(平成21)年度に水道部庁舎を新築し、上・下水道の両事業で分かれていた管理部門を統合し、また、市民に接する料金収納・計量及び給排水サービスを円滑に実施するため、上・下水道の給排水部門も統合して、上下水道で業務の集約化を図りました。

また、下水道管理課と下水道建設課を廃止し、下水道整備課を新設して業務の集約を行いました。下水道事業の出先機関としては、下水道施設管理センターにおいて、複数の施設の管理を1箇所統合するなど、組織のコンパクト化、スリム化を図りました。

② 民間活力の活用

これまで施設の維持管理業務の民間委託の拡大などにより、経費節減に努めてきました。

今後も市が継続して実施すべき業務、民間に委託すべき業務など、効率化が可能な範囲とその効果を検討し、職員の技能の維持及び伝承を図りながら、民間活力を適正に活用していきます。また、施設管理において包括的民間委託の導入可能性を検討したほか、業務委託契約の複数年化などに取り組んでいます。

また、委託対象について処理施設以外の施設も視野に入れつつ、委託範囲や期間をさらに広げた新たな委託方法であるウォーターPPPを含め検討も進めていきます。

③ 企業債の繰上償還

過去に高利率で借り入れた企業債について、国の公債費負担対策を活用し、2007(平成19)年度から2013(平成25)年度まで、金利7～5%の企業債を対象に、高金利企業債の繰上償還を行い、負担の軽減を図りました。

繰上償還については臨時に国が認める特例措置であるため、今後、特例措置が行われる場合には積極的に制度を利用して公債費負担軽減を図ります。

④ 未利用資産の売却

下水道事業で所有している土地などの不動産のうち、何らかの理由で使用や稼働を休止させている資産や、更なる有効活用が見込まれる資産について、利用状況や今後の活用方法を調査し、可能であれば売却して収益の増加に努めます。

⑤ 不用品の売却

下水道施設の解体や設備の改修等の際に発生した不用品や資機材や鉄くずなどを随時売却しています。今後も不用品が発生する場合は機会をとらえて有利な方法で処分を行い、収入の増加に努めます。

10 経営の健全性・効率性

全国の水道事業及び下水道事業を運営する自治体は、総務省自治財政局からの通知に基づき、経営や施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や事業規模等が似ている自治体との比較を行いながら、経営の現状や課題を的確に把握することを目的に、経営比較分析表を作成し公表しています。

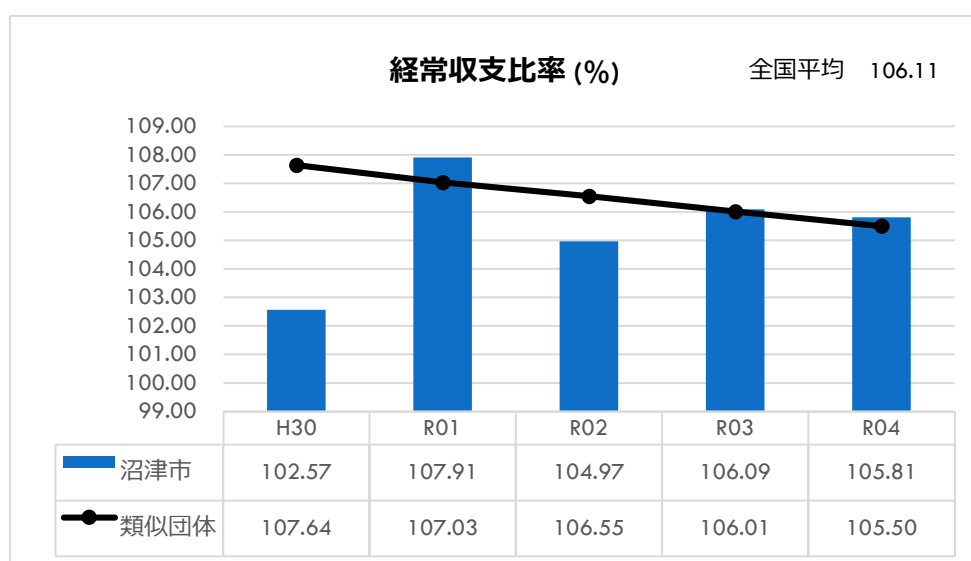
なお、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業については、下水道事業会計にて一元管理しているため、本章では最も規模の大きい公共下水道事業について説明し、他の事業の経営比較分析表は資料編に添付します。全事業を合算した実績数値(決算値)とは異なります。(全国平均や類似団体と比較するため、直近の公表年度である2022(令和4)年度までの5ヶ年の数値を記載しています。)

○ 経営比較分析表(2022(令和4)年度)に関する各指標説明

① 経常収支比率

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

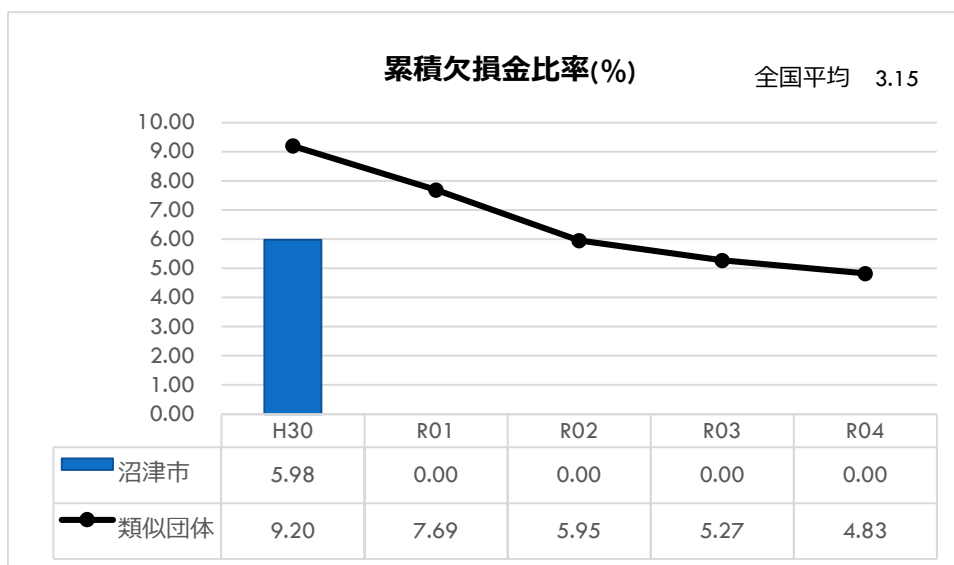
100%以上であれば単年度の収益的収支が黒字となります。全国平均106.11%、類似団体^{※(P20参照)}平均105.50%に対して、本市は105.81%で黒字となっています。



② 累積欠損金比率

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表し、0%は発生していないことを表しています。

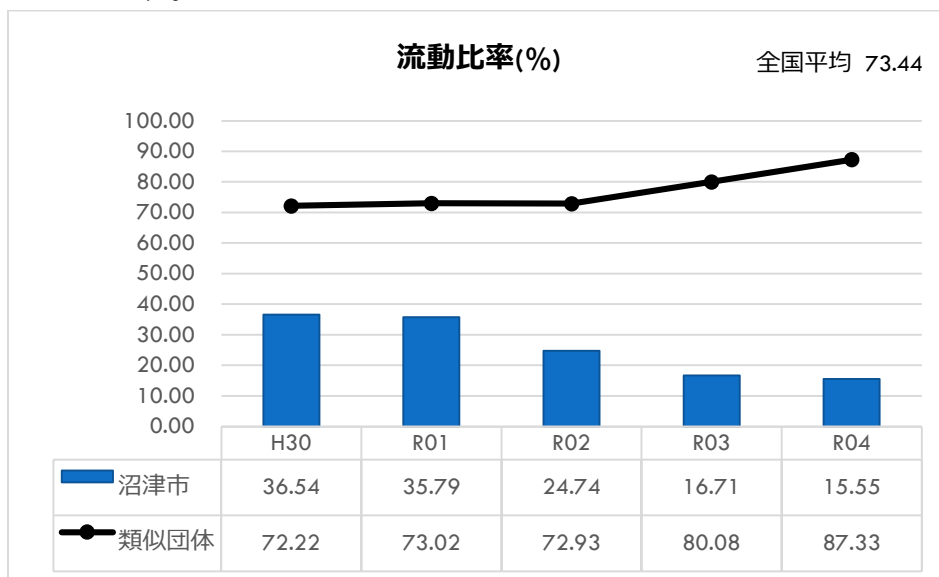
本市は2018(平成30)年に5.98%となっていました。2019(平成31)年4月に使用料改定を実施して以降、累積欠損金はありません。



③ 流動比率

1年以内に支払うべき短期的な債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示すもので、100%を上回ることが望ましいこととなります。

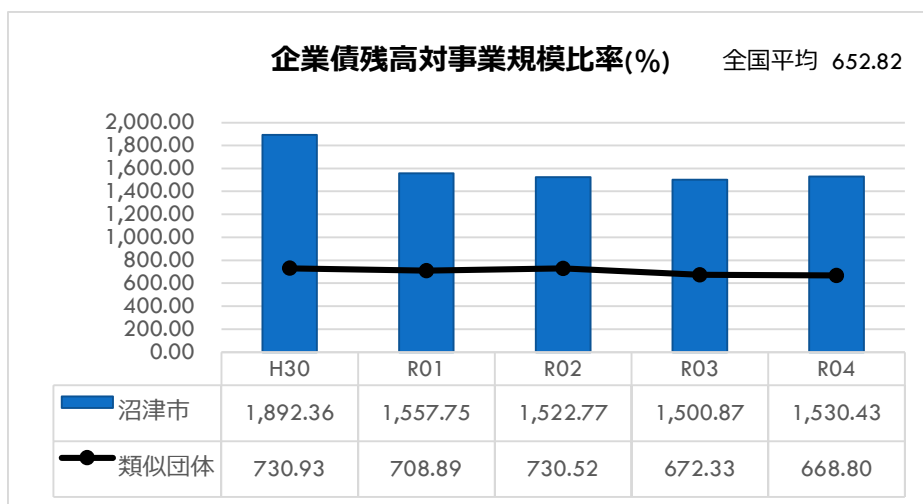
本市は15.55%で、全国平均73.44%、類似団体平均87.33%より大幅に低くなっています。



④ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する企業債残高の割合で、企業債残高の規模を表しますが、明確な基準はありません。

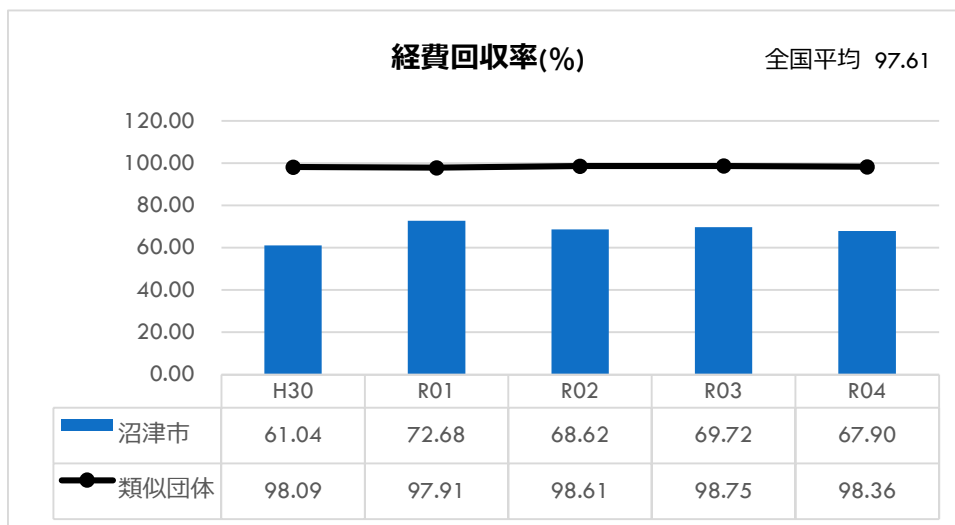
本市は1,530.43%で、全国平均652.82%や、類似団体平均の668.80%よりも大幅に高くなっています。本市は下水道を整備促進する段階にあり、将来世代にわたって使用する下水道の整備では、事業費を平準化させるために、自主財源と企業債などの財源のバランスを考えながら、整備を進めていきます。



⑤ 経費回収率

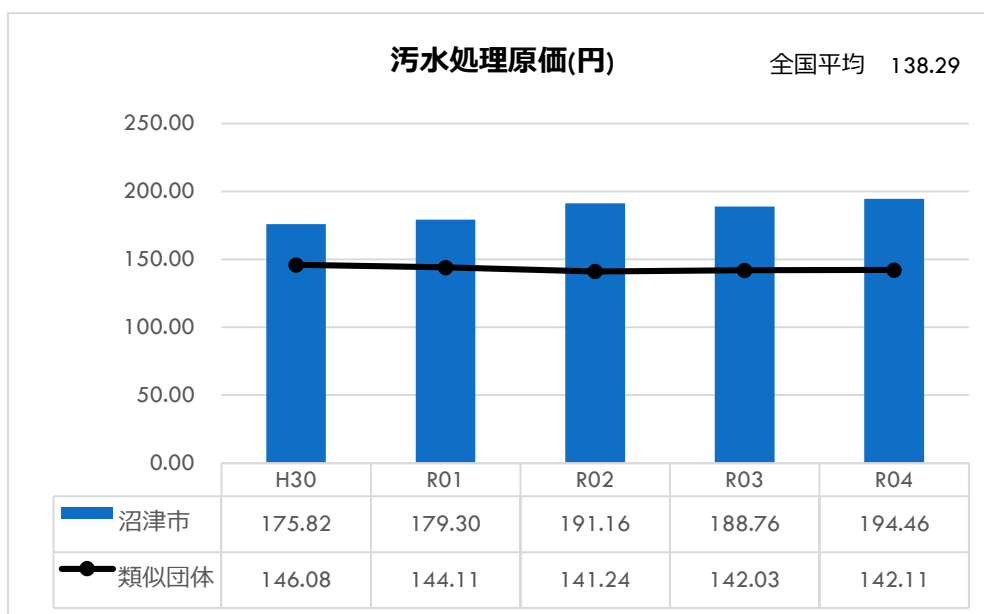
使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表した指標です。

本市は67.90%で、全国平均97.61%や、類似団体平均98.36%よりも低くなっています。2024(令和6)年7月に使用料改定を行ったことで数値は上昇する見込みですが、今後も適正な使用料の設定及び汚水処理費の削減が必要となっています。



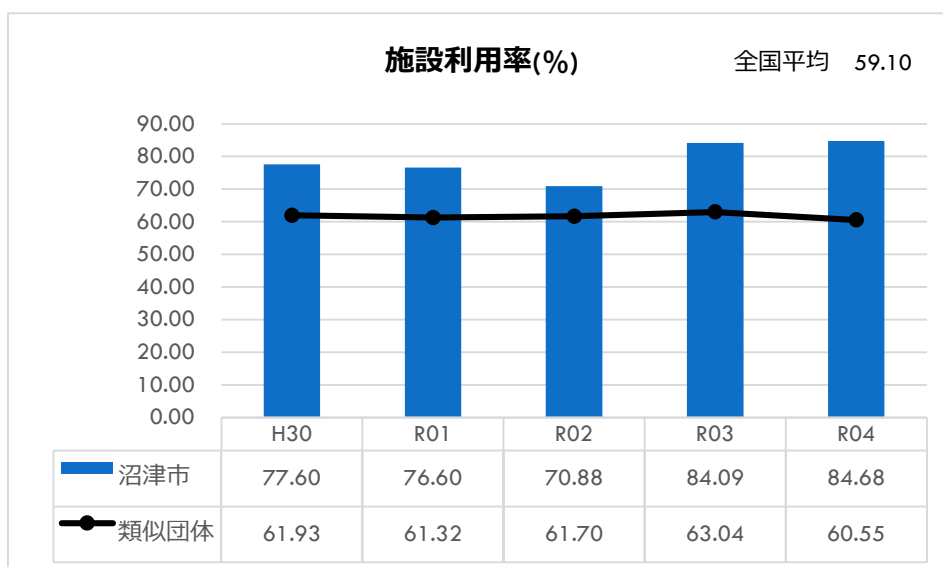
⑥ 汚水処理原価

有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水処理に係るコストを表した指標で、明確な基準はありません。本市は 194.46 円で、全国平均 138.29 円や、類似団体平均 142.11 円よりも高くなっていますが、地理的に多数の処理施設を有することから処理費が高くなっています。



⑦ 施設利用率

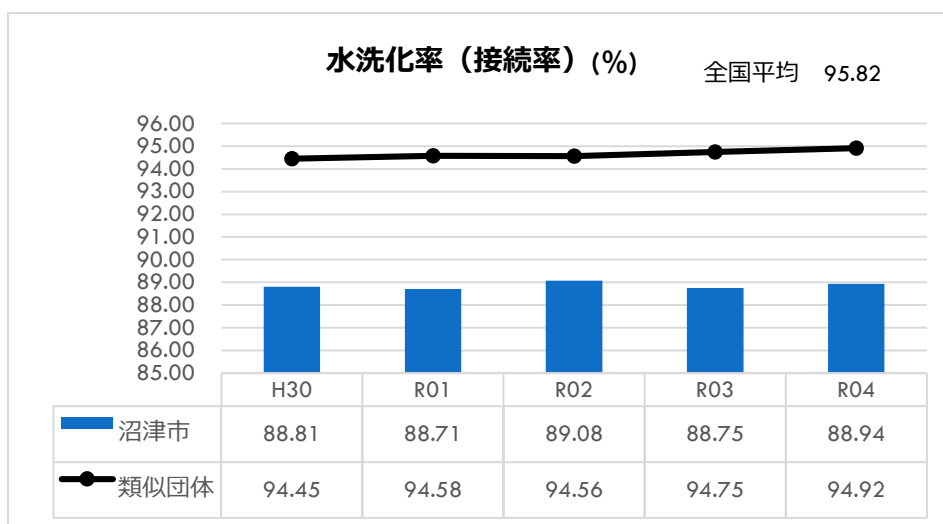
施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。本市は 84.68% で全国平均 59.10%、類似団体平均 60.55% より高く、全体的には適切な施設規模で処理していると判断されます。



⑧ 水洗化率（接続率）

現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合を表しており、海や川の水質保全や使用料収入の増加等の観点から 100%であることが望まれます。

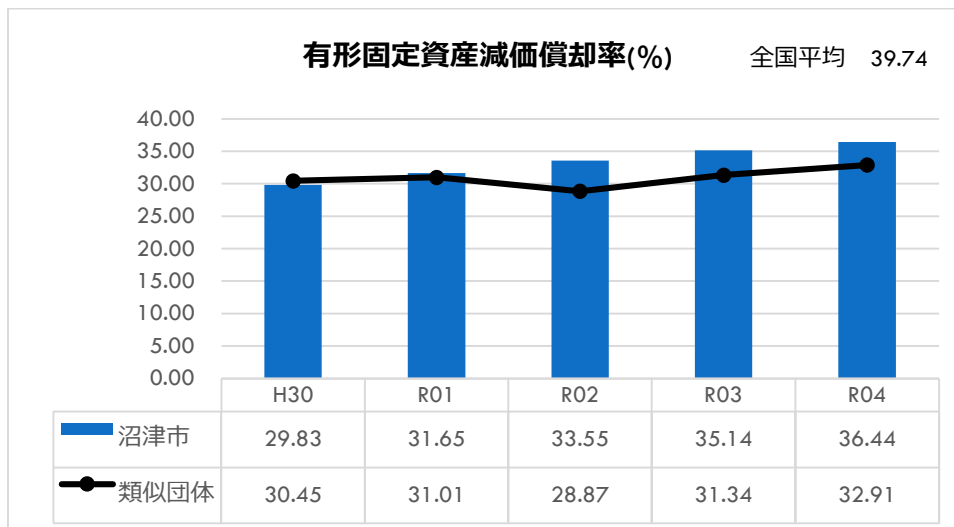
本市は 88.94%で全国平均 95.82%、類似団体平均 94.92%より低く、下水道の整備効果を発揮させ、事業収支を改善させるため、利用者の公平性を保ち市民に水洗化への理解を求めていく必要があります。



⑨ 有形固定資産減価償却率

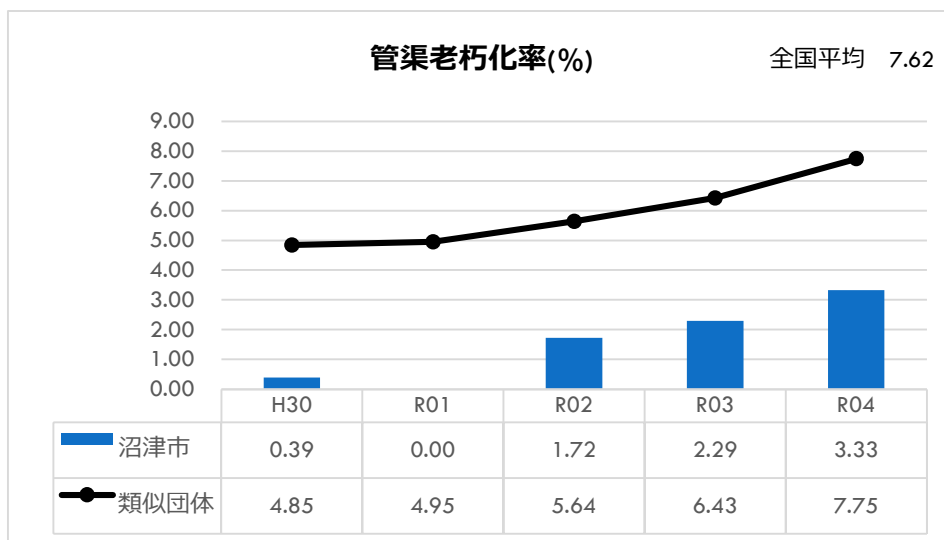
有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを表す指標です。

全国平均 39.74%、類似団体平均 32.91%に対して本市は 36.44%となっています。1967(昭和 42)年から下水道整備を進めており、今後の老朽化に備えて施設の長寿命化に取り組んでいます。



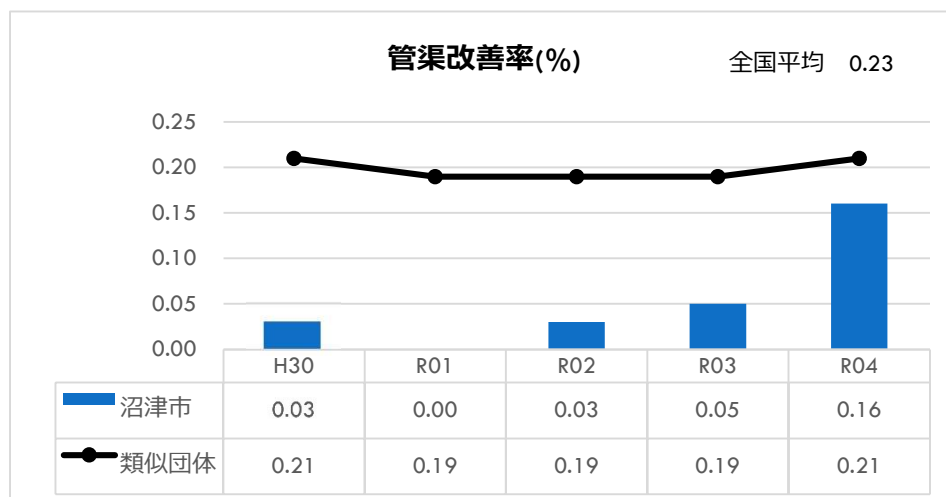
⑩ 管渠老朽化率

法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標です。2023(令和5)年度末での本市の下水道普及率が62.9%(コミプラ等含む)で、下水道の普及促進の段階にあるものの、今後は計画的に老朽化対策も実施していきます。



⑪ 管渠改善率

この1年で更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を示しています。本市の管渠改善率は0.16%で、全国平均の0.23%、類似団体平均0.21%より低くなっています。



第2章 下水道事業の現状と課題

※経営比較分析表における沼津市の類似団体とは、次の3つの条件を満たす団体であり、全国で46団体あります。

- ①処理区域内人口10万人以上、②処理区域内人口密度50人/ha以上、
- ③供用開始後30年以上経過

例：栃木県宇都宮市、東京都八王子市・多摩市、神奈川県横須賀市・平塚市・小田原市、愛知県豊橋市・岡崎市・一宮市・春日井市・豊田市・小牧市、三重県四日市市、和歌山県和歌山市、高知県高知市、大分県大分市 など（静岡県内に類似団体はありません。）

※各指標の算出方法

区分	指標	算出式
1. 経営の健全性・効率性	1 経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
	2 累積欠損金比率(%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$
	3 流動比率(%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	4 企業債残高対事業規模比率(%)	$\frac{\text{企業債現在高合計}-\text{一般会計負担額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}-\text{雨水処理負担金}} \times 100$
	5 経費回収率(%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$
	6 汚水処理原価(円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$
	7 施設利用率(%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
	8 水洗化率(接続率)(%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
2. 老朽化の状況	1 有形固定資産減価償却率(%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$
	2 管渠老朽化率(%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
	3 管渠改善率(%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$

1 処理区域内人口の予測

本市の行政人口は2023(令和5)年度末では186,676人ですが、2030(令和12)年度末には178,958人になると推計しています。(人口ビジョン※による推計)また、汚水を受け入れている清水町の行政人口についても経営戦略期間内で減少すると推計されています。

(各年度末時点)

年度	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
沼津市	210,426	199,901	192,644	185,170	178,958	172,557	165,900
清水町	32,704	32,484	31,989	31,400	31,231	31,132	30,993
合計	243,130	232,385	224,633	216,570	210,189	203,689	196,893

(H22～R2年は実績値、R7～R22年は人口ビジョン)

※沼津市：第2期沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

清水町：第2期清水町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

2023(令和5)年度末における下水道の整備済区域の供用開始の人口は117,426人、普及率は62.9%(コミプラ等含む)、下水道整備済区域における水洗化率(接続率)は87.8%となっています。

(2024(令和6)年3月末現在)

処理区 (地区)	供用開始区域			水洗化済家屋		水洗化率 (接続率) (%)
	面積 (ha)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	
中部	332.81	11,328	20,456	11,263	20,346	99.5
久連	9.50	110	244	110	244	100
内浦	51.68	742	1,454	686	1,350	92.8
西部	1,207.54	35,861	72,144	32,123	64,525	89.4
狩野川左岸	456.10	10,732	21,241	7,903	15,647	73.7
戸田	71.32	918	1,685	437	802	47.6
小計	2,128.95	59,691	117,224	52,522	102,914	87.8
江梨	5.10	70	152	70	152	100
井田	4.10	28	50	28	50	100
合計	2,138.15	59,789	117,426	52,620	103,116	87.8

人口による普及率(コミプラ等含む) = $117,426(\text{供用開始人口}) / 186,676(3\text{月末行政人口}) \times 100 = 62.9\%$

面積による整備率(コミプラ等含む) = $2,138.15(\text{供用開始面積}) / 3,646.50(\text{計画面積}) \times 100 = 58.6\%$

2 有収水量の予測

【有収水量等の推移】

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人口普及率(%)	59.5	60.1	60.7	61.4	62.0	62.4	62.9
水洗化率(接続率)(%)	87.4	87.5	87.5	87.8	87.6	87.9	87.8
有収水量 (千 m^3 /年)	13,835	13,781	13,719	13,704	13,620	13,407	13,385
水洗化人口 (人)	102,218	102,509	103,167	103,845	103,419	103,370	103,116
一人一日平均有収水量 (l /人/日)	370.8	368.3	363.3	361.6	360.8	355.3	354.7

(人口普及率・水洗化率(接続率)・水洗化人口は年度末時点、有収水量・一人一日平均有収水量は年度)

① 人口普及率

下水道整備の進捗に伴い、2017(平成29)年度末の59.5%から、2023(令和5)年度末の62.9%へ、3.4ポイント上昇しました。

② 水洗化率(接続率)

処理区域の拡大に伴い、水洗化指導(下水道への接続のお願い)を進めた一方、人口減少等の影響により、2017(平成29)年度末の87.4%から、2023(令和5)年度末の87.8%へ、0.4ポイントの増となっています。

③ 水洗化人口

2017(平成29)年度末の102,218人から、2023(令和5)年度末の103,116人へ、898人(0.9%)増加しました。

④ 一人一日平均有収水量

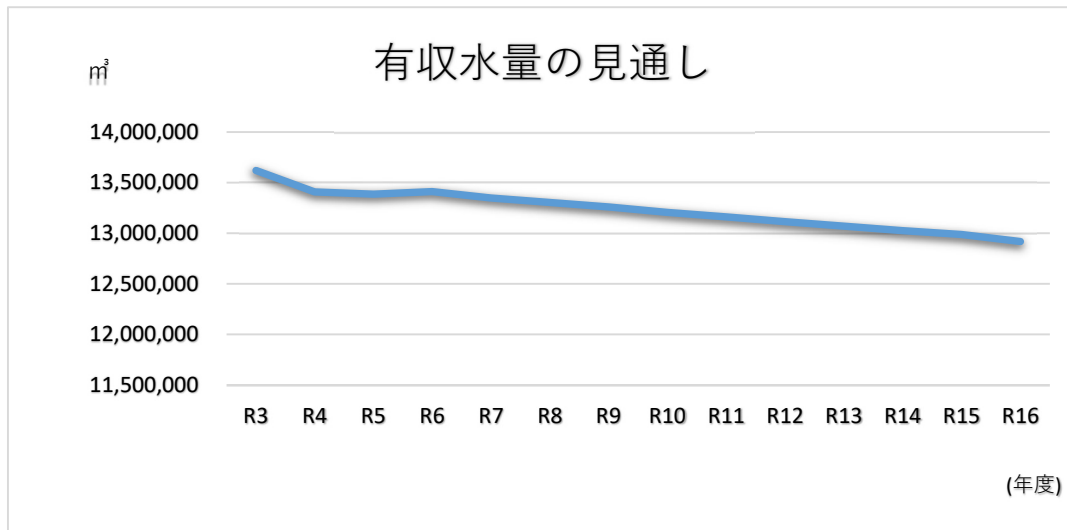
2017(平成29)年度の370.8 l から、2023(令和5)年度の354.7 l へ4.3%減少していますが、これは上水道の減少理由と同様に、節水機器の普及や節水意識の高まりから、一人当たりの使用水量が減少したものです。

〈有収水量〉

2017(平成29)年度の13,835千 m^3 から、2023(令和5)年度の13,385千 m^3 へ、3.3%減少していますが、これは、水洗化人口が0.9%の増加に対して、一人一日平均有収水量が4.3%減少したことから、有収水量合計では3.3%減少となったものです。

近年の下水道事業の有収水量は約 1,350 万 m^3 となっています。

今後は毎年約 0.6%の下水道普及率の向上を目指した整備を進めることによる処理区域の拡大や水洗化率（接続率）向上に向けた取り組みを進めていくものの、人口減少による有収水量の減少が続いていくことが見込まれることで、年間の有収水量は減少傾向となる見込みです。



水量予測については、既下水道接続家屋分は、2023(令和5)年度の使用水量ごとの調定件数に人口ビジョンに基づく減少率を乗じて算出しています。

また、新規接続分は、整備により新規供用区域拡大に伴い増加する分及び水洗化指導により増加する分の過去3カ年の接続実績に、既下水道接続分の1件あたりの有収水量を乗じて算出しています。

1 沼津市下水道ビジョンと経営戦略

本市の下水道事業では、下水道ビジョンに定めた「清潔で快適な暮らしを支える下水道」の基本理念を実現するため、4つの基本方針とそれを達成するために重点的に実施する施策を設定しています。

本経営戦略は、下水道ビジョンに基づき公営企業として運営する下水道サービスを将来にわたって維持していくために、投資の平準化を踏まえ、財源の均衡を持続させることを目指します。

2 経営戦略の方向性

経営戦略では、下水道ビジョンの第4章『施策の方向性と取り組み』を継承し、アクションプログラムとして2034(令和16)年度までの10年間に取り組む施策の実現を図ります。

下水道整備の促進

- 1-1 未整備地区の解消
- 1-2 計画区域等の見直し

未普及地区への下水道整備を実現するとともに、下水道全体計画区域の見直しや処理区域の見直しを行うことで、より効率的な整備を目指します。

安全・安心な暮らしの実現

- 2-1 管路施設の耐震化
- 2-2 処理施設の耐震化
- 2-3 災害対策体制の強化

大規模地震に備え、管路施設及び処理場の耐震化に努めます。また、災害対策体制を強化することで、被災時には速やかに下水道機能を復旧させることで、安全・安心な暮らしの実現を目指します。

下水道施設の適切な管理

- 3-1 管路施設の維持管理
- 3-2 処理施設の維持管理

老朽化した管路や処理場・ポンプ場施設の修繕・改築を計画的・効率的に実施します。また、管路施設が抱える不明水の問題の対策に取り組み、下水道の維持管理に努めます。

持続可能な経営の実現

- 4-1 収入確保対策
- 4-2 経費削減対策
- 4-3 広報活動の推進
- 4-4 お客様サービスの充実

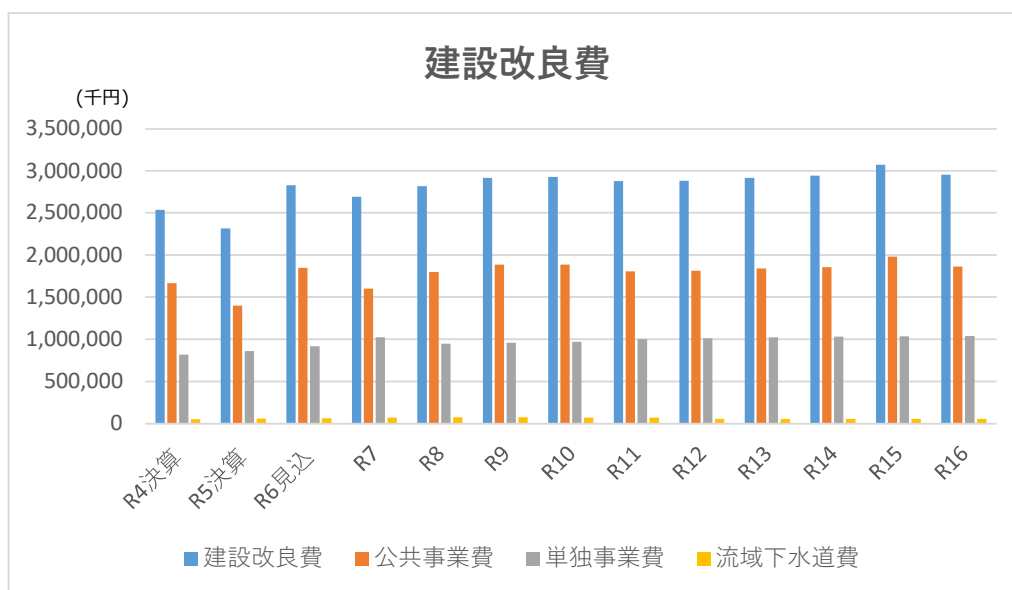
収入の確保や経費削減対策を積極的に進めるとともに、職員の知識や技術力の向上を図るほか、市民の皆さまに下水道への理解を深めてもらうよう啓発活動等に取り組むことで、今後も持続可能な下水道事業経営を実現します。

1 投資計画

本市の2023(令和5)年度末の下水道普及率は62.9%(コミプラ等含む)であり、引き続き普及率向上のための整備を進める必要があります。一方で、経年化した施設や管路をストックマネジメント手法により事業費の平準化を行いながら更新し、併せて耐震化も並行して進めなければなりません。

ストックマネジメント計画においては、整備済みの全ての管渠を標準耐用年数50年で改築すると今後100年間の総事業費は約1,100億円に及びます。

また、処理施設の長期的な改築事業について、施設全体の概ねの改築周期や健全度等をもとに、費用やリスクを勘案しながら試算すると、現在の施設や設備の耐用年数について、一定の健全度を維持しながら概ね標準耐用年数の1.5～2倍を目標耐用年数に設定して事業費を平準化し、突発的な改築費が発生しないこととした場合、年間の平均事業費が約6.4億円となっています。



○普及率の向上に向けた整備

本市の 2023(令和5)年度末の下水道普及率(62.9%(コミプラ等含む))は、県平均 66.0%(全国平均 81.4%)を下回っていることから、今後も狩野川左岸処理区、西部処理区のうち、人口密集地について優先的に整備を進め、2024(令和16)年度末の普及率 69.5%を目指します。

2025(令和7)～2024(令和16)年度の10年間で新規管路整備(建設改良費の工事請負費・委託料)として204億6,400万円、整備面積約271.6haの整備を見込んでいます。

下水道整備の推進(2024(令和16)年度までに普及率 69.5%)

○管路施設の長寿命化

長寿命化においては、管路の布設経過年数、人口密度、埋設環境による被害規模等について判定した結果、優先順位が高いと評価された中部処理区、西部処理区、内浦処理区において、ストックマネジメント計画を策定し、管路の長寿命化対策を実施していきます。

2025(令和7)～2024(令和16)年度の10年間で管路の長寿命化(建設改良費の工事請負費・委託料)として8億5,000万円を見込んでいます。

中部処理区の管路の長寿命化対策(2029(令和11)年度までに改築更新率 100%)
内浦処理区の管路の長寿命化対策(2034(令和16)年度までに改築更新率 80%)
中部処理区のマンホール鉄蓋の長寿命化対策(2027(令和9)年度までに改築更新率 100%)
西部処理区のマンホール鉄蓋の長寿命化対策(2028(令和10)年度までに改築更新率 100%)

○処理施設の長寿命化

市内の7つの処理場と4つのポンプ場について、供用開始からの経過年数が長い施設から順次長寿命化対策を実施します。特に、中部浄化プラントが供用開始から46年以上が経過しているため、2024(令和6)年度までに策定したストックマネジメント計画に基づき処理場及びポンプ場の長寿命化対策を進めます。

2025(令和7)～2024(令和16)年度の10年間では長寿命化(建設改良費の工事請負費)として、55億6,700万円を見込んでいます。

中部浄化プラント水処理施設の長寿命化対策(2028(令和10)年度までに改築更新率 100%)
中部浄化プラント汚泥処理施設の長寿命化対策
(2028(令和10)年度までに改築更新率 100%)

○管路・処理施設の耐震化

重要路線の管路については中部処理区の耐震化が完了し、現在は西部処理区（6・7・8・9処理分区）について2028（令和10）年度の完了を目標に耐震化を実施しています。

また、処理施設については、既に有人施設の建物部分の耐震化が完了しており、今後は無人施設の重要度や耐震診断の結果を踏まえ、優先順位が高い施設等の耐震化を進めていきます。

2025（令和7）～2034（令和16）年度の10年間では耐震化（建設改良費の工事請負費・委託料）として、6億4,000万円を見込んでいます。

西部処理区（大岡、門池、金岡地区他）の管路施設の耐震化
（2028（令和10）年度までに耐震化実施率100%）
中部浄化センター汚泥脱臭棟の耐震化（2028（令和10）年度までに耐震化完了）

○流域下水道維持管理費

狩野川西部流域下水道維持管理負担金については、静岡県が管理する狩野川西部浄化センターの処理費用を流域3市2町（沼津市・三島市・裾野市・清水町・長泉町）が市町の流量などに応じて分担して負担するものです。毎年約7.4～7.9億円と見込んでいます。

また、資本的支出においては狩野川西部流域下水道建設負担金があり、狩野川西部浄化センターの施設等の建設改良に伴う負担金で、静岡県建設事業等市町負担金徴収条例に基づき一定の割合で負担し、2025（令和7）～2034（令和16）年度の10年間では毎年約7,000万円となります。

○企業債元利償還金（支払利息・企業債償還金）

本市の企業債は下水道事業債、下水道事業債特別措置分、資本費平準化債を借り入れており、新規借入では、下水道事業債は年利2.0%・償還年数40年・据置年数5年、特別措置分・資本費平準化債は年利2.0%・償還年数15年・据置年数2年の条件で借り入れ、既借入分を含め支払利息は毎年約5億円、償還金は毎年約22～26億円となり、計画期間内では減少していく見込みです。

2 財政計画

本市の下水道事業会計では、汚水処理に係る経費を使用料でどれだけ賄えているかを示す経費回収率が2023(令和5)年度決算で66.8%となっています。

また、2024(令和6)年7月に下水道使用料を改定していますが、下水道の整備が普及途上にあることから、経費回収率は全国平均(2022(令和4)年度97.6%)と比較しても依然として低い水準になる見込みです。

一方、公営企業会計では投資(資本的支出)に必要な補てん財源を枯渇させず、累積欠損金も発生させないことが重要であることから、引き続き経費回収率と施設整備の状況等を注視しながら使用料の検討を行っていきます。

① 使用料収入

2024(令和6)年7月に経営状況を改善させるため使用料改定を行いました。使用料収入の予測では、「第3章 2 有収水量の予測」での有収水量及び調定件数に改定後の料金を適用して算出しています。

今後の景気動向などに左右されますが、人口減少等による水道使用量の減少の中においても、普及率や水洗化率(接続率)の向上等を踏まえ、毎年約21~22億円で見込んでいます。

② 国庫補助金

国庫補助金(社会資本整備総合交付金)は、国土交通省の基準に基づき計画期間内では毎年約8~11億円を見込んでいます。

③ 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金については、基準内繰入金は毎年度総務副大臣から発出される「地方公営企業繰出金について」に定められている繰入基準に基づき算定されます。

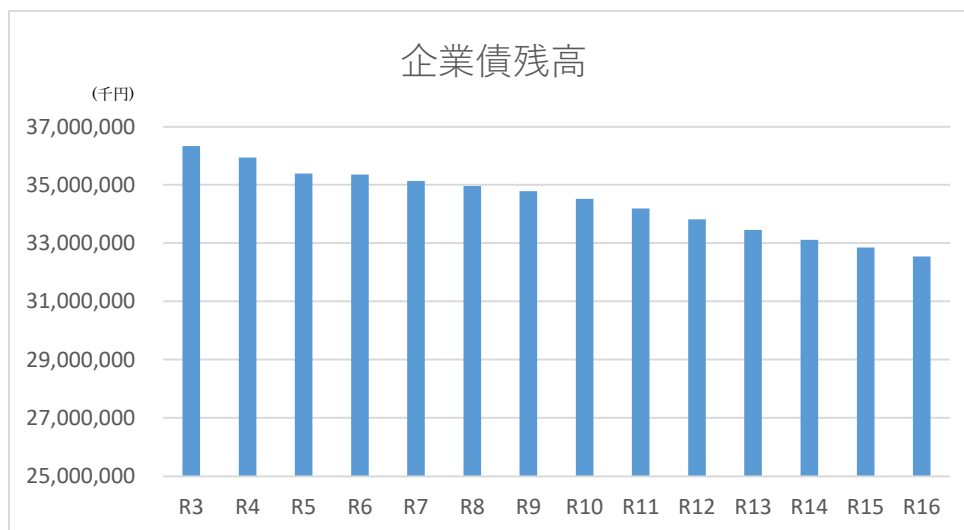
繰入金は下水道整備の進捗に伴う収入増や施設の更新や維持管理費等を勘案しながら一般会計との協議により決定しており、経営補助としての基準外繰入金を含め見込んでいます。

④ 企業債

本市は現在も整備区域の拡張段階にあり、企業債の発行による事業実施が必要不可欠であり、国庫補助金等で賄えない建設改良費の財源を企業債で補てんせざるをえない状況です。

今後も企業債残高対事業規模比率や処理区域内人口一人当たり借入金残高(30万1,378円:2023(令和5)年度末残高353億8,959万2千円/供用開始区域内人口117,426人)などの指標を確認しながら、投資負担を平準化し、世代間負担の公平を確保するために企業債により財源を確保します。

今後は企業債の借入額は各年度における償還金の範囲内(約22~26億円)を目安とし、各年度の建設改良費(工事請負費等)から国庫補助を控除した額に応じて起債額を設定し、毎年約19~25億円で見込んでいます。



3 財政計画のうち投資以外の経費

① 委託料

これまでの実績、決算状況を踏まえ算定した上で、今後の物価上昇予測を見込んで積算しました。

② 修繕費

これまでの実績、決算状況を踏まえ算定した上で、今後の物価上昇予測を見込んで積算しました。

③ 動力費

これまでの実績、決算状況を踏まえ算定した上で、今後の物価上昇予測を見込んで積算しました。

④ 職員給与費

今後、組織体制については現状を維持するものとして算定しました。また、今後の賃金上昇率を見込んで積算しました。

【投資・財政計画の前提条件は以下のとおり】

経常的な企業活動	下水道事業収益	営業収益 下水道収益	本経営戦略 P23 有収水量の予測及び調定件数の実績値などから、既接続及び新規接続の収入を算定
		営業収益 その他営業収益	過去3カ年の実績を踏まえ算定 内訳としては排水設備工事店指定等手数料及び清水町維持管理負担金
		営業外収益 補助金	社会資本整備交付金の過去3カ年の実績を踏まえ算定
		営業外収益 他会計補助金	「沼津市長期財政に関する試算」における一般会計繰入金から算定
		営業外収益 長期前受金戻入	過年度の国庫及び県の補助金・工事負担金・受益者負担金等の実績を踏まえ算定
		営業外収益 雑収益	過去3カ年の実績を踏まえ算定
	下水道事業費用	営業費用 総係費、業務費、処理場費、管渠維持費、流域下水道維持管理費	総係費・業務費・管渠維持費は過去3カ年の実績をもとに今後の物価上昇※を踏まえ算定 流域下水道維持管理費は想定流量及び単価にて算定
		営業費用 減価償却費	過去の減価償却費と投資計画に定める事業の額から算定
		営業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費、雑支出	支払利息等：企業債の年度別償還予定により算定 雑支出は過去3カ年の実績を踏まえ算定
		資本的収入	企業債
施設整備	資本的収入	補助金	国庫補助は建設改良費から社会資本整備交付金を算定
		負担金及び分担金	過去3カ年の実績を踏まえ算定
		建設改良費	投資事業に定める事業の額を算定 内訳としては国庫補助対象事業である公共事業費、国庫補助対象外の市のみで事業費を負担する単独事業、県の流域下水道の建設負担金
	資本的支出	企業債償還金	償還期間に基づき算定

※内閣府の中長期の経済財政に関する試算(令和6年7月29日公表)をもとに算定

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決 算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,827,085	2,033,590	2,210,037	2,202,515	2,193,164	2,186,456	2,179,702	2,171,965	2,164,399	2,157,178	2,150,886	2,139,709		
	(1) 料 金 収 入	1,776,860	1,979,143	2,158,525	2,151,003	2,141,652	2,134,944	2,128,190	2,120,453	2,112,887	2,105,666	2,099,374	2,088,197		
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)														
	(3) そ の 他	50,225	54,447	51,512	51,512	51,512	51,512	51,512	51,512	51,512	51,512	51,512	51,512		
	2. 営 業 外 収 益	3,224,183	3,099,902	3,079,761	3,091,916	3,104,273	3,116,834	3,009,603	3,022,583	3,035,778	3,049,190	3,062,825	2,956,685		
	(1) 補 助 金	2,341,687	2,230,000	2,208,000	2,208,000	2,208,000	2,208,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	1,968,000		
	他 会 計 補 助 金	2,341,687	2,230,000	2,208,000	2,208,000	2,208,000	2,208,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	1,968,000		
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	865,122	858,186	870,144	882,299	894,656	907,217	919,986	932,966	946,161	959,573	973,208	987,068		
	(3) そ の 他	17,374	11,716	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617		
収 入 の 計 (C)	5,051,268	5,133,492	5,289,798	5,294,431	5,297,437	5,303,290	5,189,305	5,194,548	5,200,177	5,206,368	5,213,711	5,096,394			
支 出	1. 営 業 費 用	4,247,978	4,273,314	4,438,666	4,411,362	4,453,914	4,496,974	4,539,543	4,638,966	4,680,707	4,699,647	4,734,428	4,769,684		
	(1) 職 員 給 与 費	178,014	177,254	182,632	184,528	186,463	188,435	190,448	192,500	194,592	196,728	198,906	201,128		
	基 本 給 与 費	92,323	92,003	94,808	96,704	98,639	100,611	102,624	104,676	106,769	108,904	111,082	113,304		
	退 職 給 付 費			2,540	2,540	2,540	2,540	2,540	2,540	2,540	2,540	2,540	2,540		
	そ の 他	85,691	85,251	85,284	85,284	85,284	85,284	85,284	85,284	85,283	85,284	85,284	85,284		
	(2) 経 費	1,549,805	1,598,211	1,718,046	1,659,306	1,667,258	1,690,320	1,716,069	1,759,101	1,790,389	1,792,003	1,808,948	1,826,234		
	動 力 費	159,994	167,833	180,454	184,063	187,744	191,499	195,329	199,235	203,220	207,284	211,430	215,659		
	修 繕 費	75,815	100,589	97,929	103,217	102,123	102,047	103,990	104,951	105,932	106,932	107,952	108,993		
	材 料 費	9,114	11,693	12,028	12,028	12,029	12,029	12,030	12,030	12,030	12,031	12,032	12,033		
	そ の 他	1,304,882	1,318,096	1,427,635	1,359,998	1,365,362	1,384,745	1,404,720	1,442,885	1,469,206	1,465,755	1,477,534	1,489,549		
(3) 減 価 償 却 費	2,520,159	2,497,849	2,537,988	2,567,528	2,600,193	2,618,219	2,633,026	2,687,365	2,695,726	2,710,916	2,726,574	2,742,322			
2. 営 業 外 費 用	492,298	504,617	484,304	492,457	503,959	516,225	526,349	535,537	543,527	551,001	559,109	567,595			
(1) 支 払 利 息	491,720	504,420	483,924	492,077	503,579	515,845	525,969	535,157	543,147	550,621	558,729	567,215			
(2) そ の 他	578	197	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380			
支 出 の 計 (D)	4,740,276	4,777,931	4,922,970	4,903,819	4,957,873	5,013,199	5,065,892	5,174,503	5,224,234	5,250,648	5,293,537	5,337,279			
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	310,992	355,561	366,828	390,612	339,564	290,091	123,413	20,045	△ 24,057	△ 44,280	△ 79,826	△ 240,885			
特 別 利 益 (F)															
特 別 損 失 (G)															
特 別 損 益 (F)-(G) (H)															
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	310,992	355,561	366,828	390,612	339,564	290,091	123,413	20,045	△ 24,057	△ 44,280	△ 79,826	△ 240,885			
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)															
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)															
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (L)															
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,827,085	2,033,590	2,210,037	2,202,515	2,193,164	2,186,456	2,179,702	2,171,965	2,164,399	2,157,178	2,150,886	2,139,709			
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)															
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (N)															
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)															
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)															
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)															

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	うち 資本費平準化債	2,137,200	2,612,400	2,409,515	2,455,207	2,389,049	2,275,339	2,267,178	2,126,864	2,069,593	2,100,611	2,032,237	1,869,701	
		468,100	377,500	597,515	623,207	537,049	503,339	512,178	371,864	306,593	313,611	184,237	74,701		
	2. 他 会 計 出 資 金														
	3. 他 会 計 補 助 金		900	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	4. 他 会 計 負 担 金														
	5. 他 会 計 借 入 金		250,000												
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金		685,221	533,000	819,350	906,350	952,850	1,029,250	987,750	992,750	1,012,250	1,013,250	1,074,750	1,014,750	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金														
	8. 工 事 負 担 金		56,261	42,920											
	9. そ の 他		39,899	50,935	50,935	50,935	50,935	50,935	56,082	50,935	50,935	50,935	50,935	50,935	
	計	(A)	3,169,481	3,241,255	3,281,800	3,414,492	3,394,834	3,357,524	3,313,010	3,172,549	3,134,778	3,166,796	3,159,922	2,937,386	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	(B)													
	純 計	(A)-(B) (C)	3,169,481	3,241,255	3,281,800	3,414,492	3,394,834	3,357,524	3,313,010	3,172,549	3,134,778	3,166,796	3,159,922	2,937,386	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	うち 職員給与費	2,315,880	2,826,408	2,692,565	2,817,086	2,914,711	2,928,267	2,877,251	2,880,868	2,915,823	2,942,797	3,069,790	2,954,803	
		78,076	72,221	73,996	75,195	75,955	76,731	77,522	78,329	79,152	79,992	80,848	81,722		
	2. 企 業 債 償 還 金		2,690,545	2,648,992	2,624,255	2,629,647	2,563,640	2,542,490	2,598,952	2,501,625	2,425,574	2,443,403	2,301,509	2,179,054	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金						35,468	35,550	35,632	35,714	35,796	35,879	35,961		
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
5. そ の 他															
計	(D)	5,006,425	5,475,400	5,316,820	5,446,733	5,513,819	5,506,307	5,511,835	5,418,207	5,377,193	5,422,079	5,407,260	5,133,857		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額	(E)	1,836,944	2,234,145	2,035,020	2,032,241	2,118,985	2,148,783	2,198,825	2,245,658	2,242,415	2,255,283	2,247,338	2,196,471		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金		1,667,595	1,661,964	1,669,251	1,686,636	1,706,944	1,712,409	1,714,447	1,755,806	1,726,915	1,708,470	1,674,947	1,515,776	
			22,651	468,552	252,868	227,301	293,602	316,380	363,928	305,712	20,045				
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額														
	3. 繰 越 工 事 資 金														
4. そ の 他		146,698	103,629	112,901	118,304	118,439	119,994	120,450	119,063	119,250	119,439	119,640	119,569		
計	(F)	1,836,944	2,234,145	2,035,020	2,032,241	2,118,985	2,148,783	2,198,825	2,180,581	1,866,210	1,827,909	1,794,587	1,635,345		
補 填 財 源 不 足 額	(E)-(F)								65,077	376,205	427,374	452,751	561,126		
他 会 計 借 入 金 残 高	(G)	250,000	250,000	250,000	250,000	214,532	178,981	143,350	107,636	71,840	35,961				
企 業 債 残 高	(H)	35,389,592	35,353,000	35,138,260	34,963,820	34,789,229	34,522,078	34,190,304	33,815,543	33,459,562	33,116,770	32,847,498	32,538,145		

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)	(決 算)	(決算見込)
収 益 的 収 支 分		204,693	172,266	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	
	うち 基準内繰入金	204,693	172,266	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	144,388	
	うち 基準外繰入金														
資 本 的 収 支 分		2,136,994	2,057,734	2,063,612	2,063,612	2,063,612	2,063,612	1,943,612	1,943,612	1,943,612	1,943,612	1,943,612	1,943,612	1,823,612	
	うち 基準内繰入金	1,026,441	1,023,010	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	1,028,888	
	うち 基準外繰入金	1,110,553	1,034,724	1,034,724	1,034,724	1,034,724	1,034,724	914,724	914,724	914,724	914,724	914,724	914,724	794,724	
合 計		2,341,687	2,230,000	2,208,000	2,208,000	2,208,000	2,208,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	2,088,000	1,968,000	

●今後の収支見通し

本経営戦略の計画期間内においては、資本的収支(4条収支)は、拡張整備、耐用年数を迎える施設の更新、そして、耐震化などを進めるため、資本的支出額は高いまま推移することが見込まれます。

一方で、拡張整備の実施や2024(令和6)年7月の使用料改定などにより、2030(令和12)年度までは純利益を計上する見込みですが、人口減少等による有収水量の減少や物価高騰などの影響により、2031(令和13)年度には純損失を計上する見込みです。

また、補てん財源については2030(令和12)年度以降に不足すると見込んでいます。

●収支ギャップの発生が見込まれる場合の解消方法

純損失の計上や、不測の更新需要の発生等で事業経営が厳しくなる場合は、その解消方法として、経費削減等の経営努力を実施した上で使用料収入の増額(使用料改定)、企業債の適正な借り入れなどの方法が想定されます。

① 使用料収入の増額(使用料改定)

投資・財政計画における試算では、2031(令和13)年度以降に純損失とともに、補てん財源不足となるため、その前に使用料改定の検討が必要となります。

使用料改定は受益者に負担を求めることとなりますが、「受益者負担の原則」に則っていることから、一定の合理性が認められます。また、沼津市水道事業及び下水道事業経営審議会条例においても、5年以内ごとに使用料について審議する規定となっています。

経営状況を毎年説明する中で、将来にわたって持続可能な下水道事業を実現するためにも、経営の収支均衡に必要な使用料について検討していきます。

② 企業債の適正な借入

現状において資本的支出の建設改良費から控除財源(国庫補助金等)を除いた満額に企業債を充当している中で、後年度の負担の平準化を図る必要があります。

③ 一般会計繰入金

本来、公営企業は独立採算制を原則としています。

しかしながら、本市の 2023(令和5)年度末における下水道普及率は 62.9%(コミプラ等含む)であり、今後も施設の維持管理に加え、整備などの建設改良費等に多くの経費がかかることから、財源として、使用料収入のほか、国庫補助金、企業債の借り入れ等に加え、一般会計繰入金が必要となります。

そのため、繰入金については一般会計と協議しながら、引き続き適切に対応していきます。

4 投資・財政計画に未反映の取組や今後の検討予定の取組

① 施設の統廃合や設備等の合理化

今後は人口減少や節水意識の向上などにより、汚水量の減少が見込まれるため、施設の更新の際に統廃合を検討するとともに、ポンプ等の設備・機器の能力が適正かどうか判断し合理化の検討を行います。

また、下水道施設の更新・統廃合・長寿命化においては、沼津市公共施設マネジメント計画と整合を図り、需要に応じた施設の最適化や、事業費の節減及び平準化を行います。

② 広域化

国土交通省が 2018(平成30)年1月に発出した、総務省・農林水産省・環境省の4省連名の「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」に基づき、静岡県では 2022(令和4)年12月に静岡県生活排水処理広域化・共同化計画を策定しました。

本計画で本市は東部ブロック^{*}に属しており、今後計画に基づき、資機材、水質検査等の共同処理や人材育成について検討していきます。

※東部ブロック

沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町で構成。

③ 定員管理の適正化

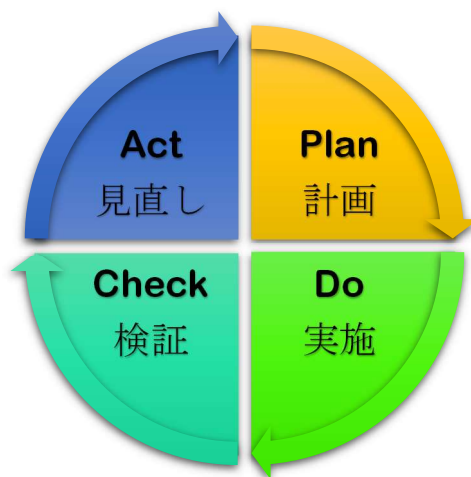
本市は 2002(平成 14)年度に下水道部を廃止し水道部に統合して以降も、組織のスリム化を実施してきました。水道部の定員管理は、沼津市全体の定員管理の一部であり、独自性を発揮することに制約はありますが、今後も業務の民間委託や業務量に応じて人員の適正化を図ります。

1 経営戦略の更新及び検証等

本経営戦略は下水道ビジョンに基づく内容となっているため、ビジョンの見直しに合わせて更新を行います。

また、下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルに基づき、計画と実績の乖離を把握し、経営状況の改善に向けた取組みを実施していきます。

下水道使用料の改定や民間活力の活用等により収支に大きな修正が必要となる場合においては、投資・財政計画を見直します。



2 ロードマップ

本市下水道ビジョンの具体的な取組項目を示しているアクションプログラムに基づき計画の進捗を図ります。

3 情報提供

経営状況について、経営比較分析表を毎年度ホームページで公表するとともに、経営戦略を更新・見直した場合も内容を公表します。

資料編

- ・ 下水道ビジョンアクションプログラム
- ・ 経営比較分析表

経営比較分析表（令和4年度決算）

静岡県 沼津市

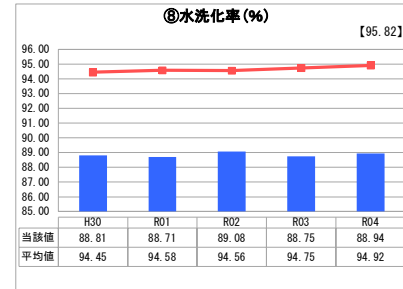
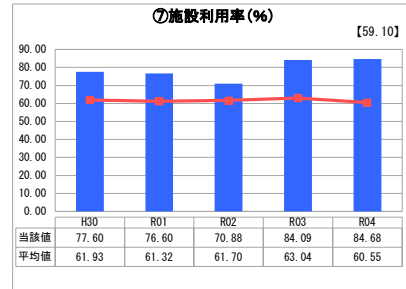
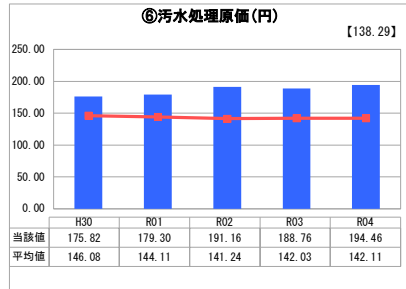
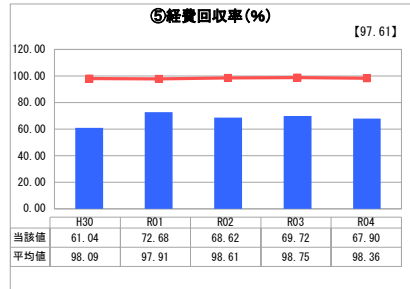
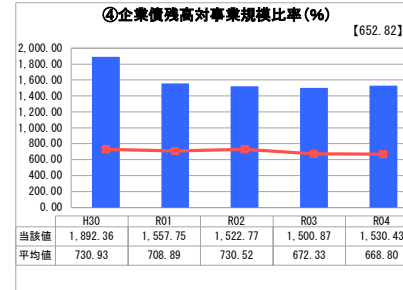
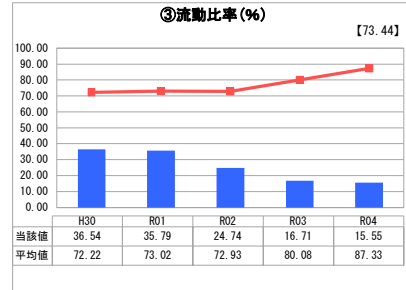
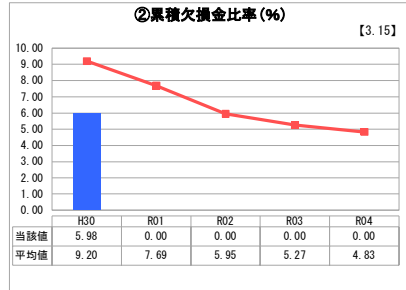
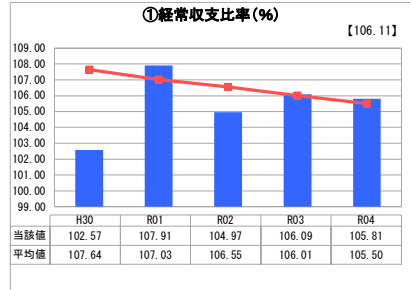
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Ac1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	50.08	57.77	56.32	2,600

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
189,632	186.82	1,015.05
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
108,969	17.52	6,219.69

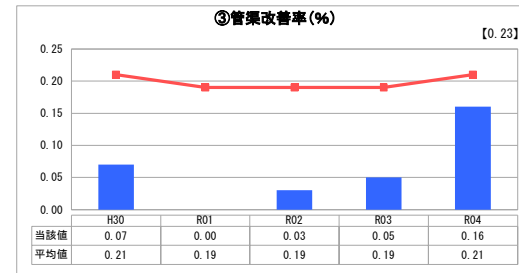
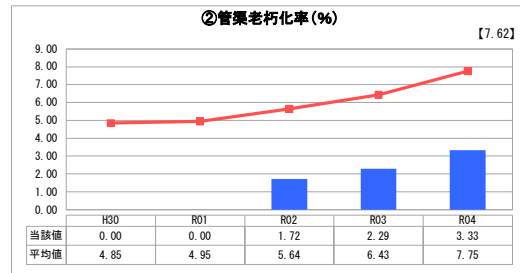
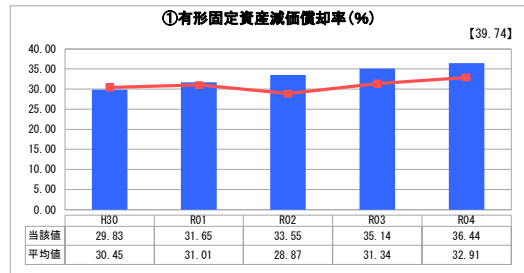
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

沼津市の下水道事業（公共下水道）は、平成31年4月に使用料改定を行ったことで、令和元年度には過去からの累積欠損金を解消し、その後の経費削減等の経営努力もあり、使用料収入等の収益で回収すべき費用をどの程度賄えているかを示す①経常収支比率は、類似団体平均値を越えるまで改善している。

しかし、使用料収入で汚水処理費用をどの程度賄えているかを示す⑤経費回収率を見ると、約68%と低い状態で推移している。このことは、使用料収入だけでは汚水処理費用を賄うことができていないことを示している。

本市の下水道普及率が6割程度で、事業として採算性が低く経営を維持できない状況にあるためである。不足分については、総務省の地方公営企業繰出基準に基づく基準を超えて一般会計より繰り出しを受けている。③流動比率では一般的に100%以上であることが望ましいとされているが、約16%と低いことから内部留保資金を回復するための経営改善を早急に図っていく必要がある。

また、1㎡あたりの汚水処理にどの程度経費を要したかを示す⑥汚水処理原価は、類似団体平均よりも多額となっている。この要因としては、沼津市の地形的な特性から多くの処理場（市管理：5か所、県管理：1か所）を所有しなければならぬ等、効率的な維持管理が困難であることがあげられる。

このような状況を改善する方策として、令和6年7月に予定している料金改定や、自主財源の確保に直接的な影響を持つ⑧水洗化率を上げる努力により一層努め、経営状況の改善を目指す。

2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す②管渠老朽化率について、H30 0.00%→0.39%、R1 0.00%→0.53%へ訂正する。

1年で更新した管渠延長の割合を示す③管渠改善率について、H30 0.07%→0.03%へ訂正する。

②管渠老朽化率は年々上昇しており、法定耐用年数を経過した管は今後も増え続けることが見込まれる。③管渠改善率を上げるため、ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の効率的な維持管理や長寿命化を図りながら計画的に改築更新を進めるとともに、普及率を上げるための管の布設とのバランスを図って取り組まなければならない。

全体総括

下水道事業は、快適で衛生的な住環境を維持するために必要な都市計画事業である。そのため、普及の促進や施設の長寿命化、更新を計画的に推進していかなければならず、強固な経営基盤の確立が不可欠である。

このような中、使用料収益は人口減少等により、大幅な増加が見込めない状況にあり、施設の長寿命化や耐震化を計画的に実施していく必要がある一方で、施設整備に充てるための財源が不足している現状にあることから、令和6年7月に料金改定を予定している。

今後あらゆる経費削減策を講じるほか、水洗化指導を粘り強く行い、下水道利用者を増やしていくとともに、適正な受益者負担となるよう財源の確保に努め、経営改善を図っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

静岡県 沼津市

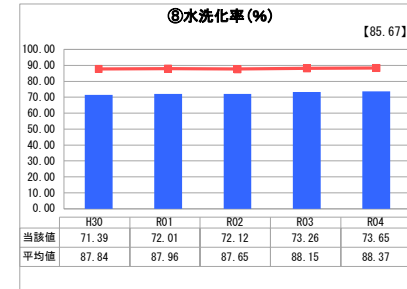
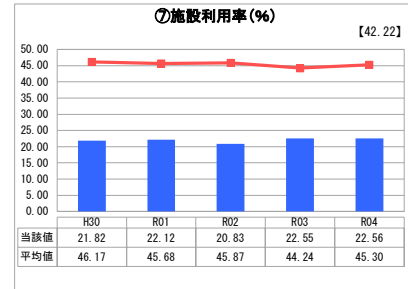
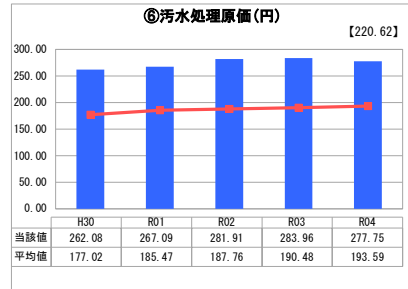
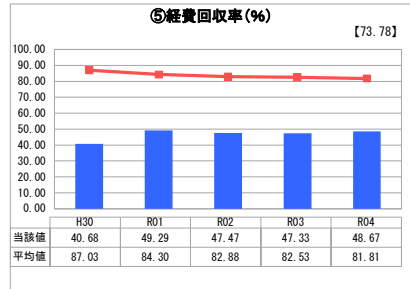
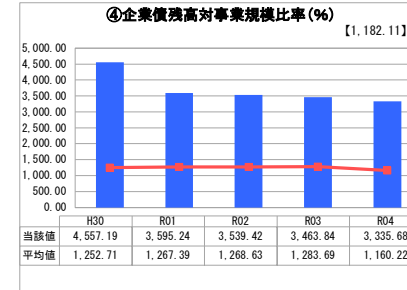
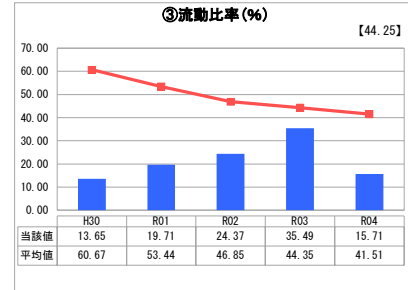
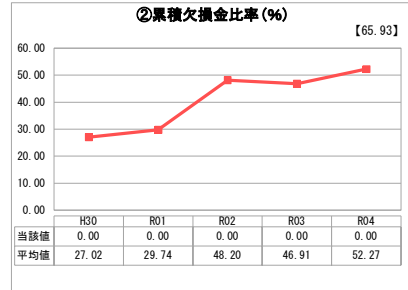
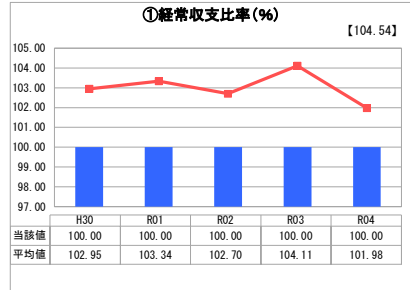
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	45.33	4.49	83.43	2,600

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
189,632	186.82	1,015.05
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,466	3.51	2,411.97

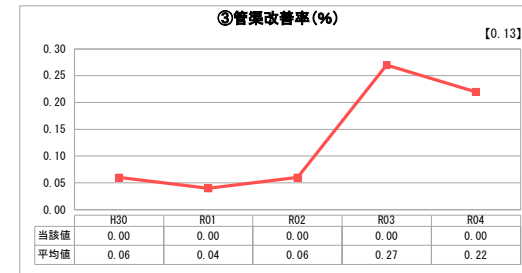
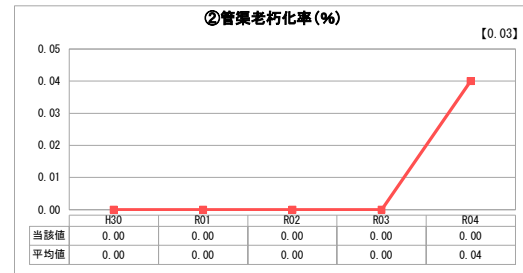
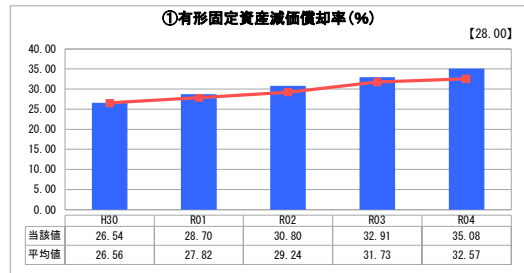
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

使用料収入で汚水処理費用をどの程度賄えているかを示す⑤経費回収率は、約50%程度と依然として類似団体平均より低く、使用料収入だけでは維持管理経費を賄うことができていないことを示している。本市の下水道普及率は6割程度で、未普及段階にあり、事業として採算性が低く経営を維持できない状況にあるため、不足分については、総務省の地方公営企業繰出基準に基づく基準を超えて一般会計より繰り出しを受けている。

また、経費について見ると、1m³あたりの汚水処理にどの程度経費を要したかを示す⑥汚水処理原価は、類似団体平均、全国平均よりも多額となっている。この要因としては、沼津市の地形的な特性から多くの処理場（市管理：5か所、県管理：1か所）を有しなければならない等、効率的な維持管理が困難であることがあげられる。

このような状況を改善する方策として、令和6年7月に予定している料金改定や、自主財源の確保に直接的な影響を持つ⑧水洗化率を上げる努力により一層努め、経営状況の改善を目指す。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率を見ると、類似団体平均値を上回っている。これは、処理施設の機械設備が老朽化してきており、更新の必要性が高まっているためである。一方で、沼津市の下水道普及率は令和4年度末現在62.4%と、普及促進の段階にある。そのため、現状では②管渠老朽化率0%が示すように、更新しなければならない管渠は存在しないが、将来的には耐用年数を経過する管渠も出てくる。普及の促進とともに長寿命化対策も行わなければならない。効率とバランスを考えた整備、維持管理をしていかなければならない。

全体総括

快適で衛生的な住環境を維持するために、特定環境保全公共下水道の適正な維持管理は欠かすことができない。そのため、強固な経営基盤の確立が不可欠である。

このような中、使用料収入は人口減少等により、大幅な増加が見込めない状況にあり、このままでは経費回収率の上昇が見込めないことから令和6年7月に料金改定を予定している。

今後あらゆる経費削減策を講じるほか、適正な受益者負担となるよう財源の確保に努め、経営改善を図っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和4年度決算）

静岡県 沼津市

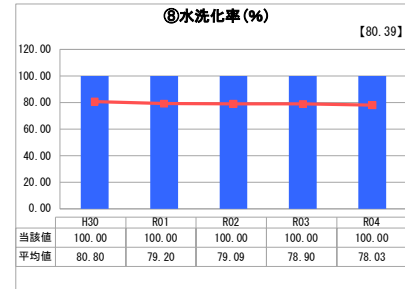
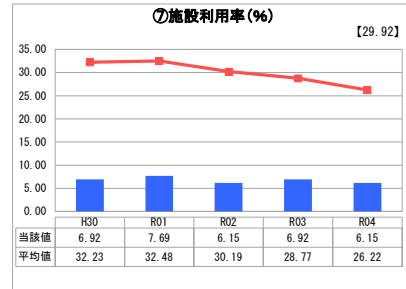
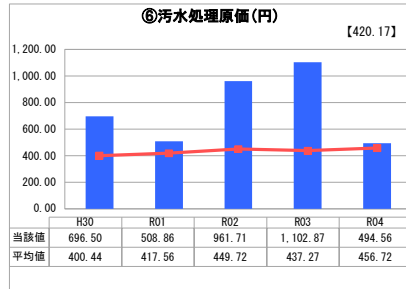
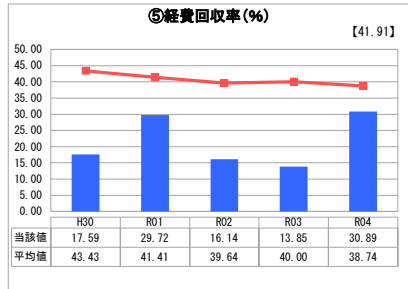
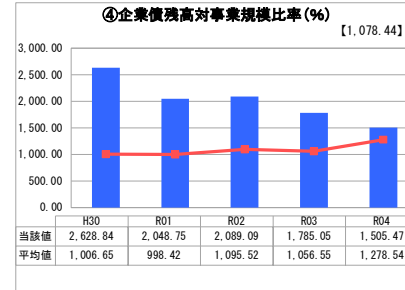
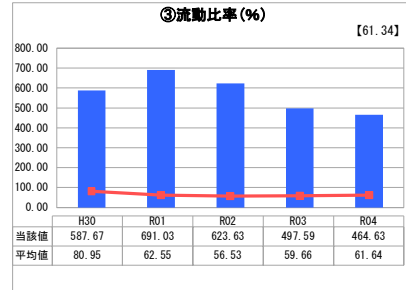
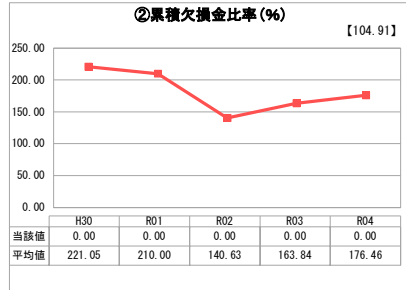
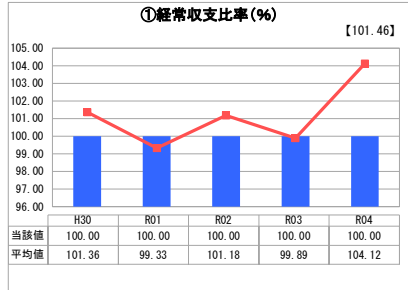
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	90.80	0.03	65.19	2,600

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
189,632	186.82	1,015.05
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
51	0.04	1,275.00

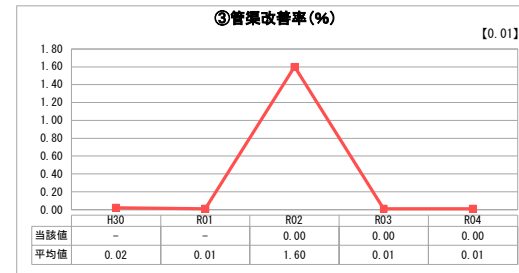
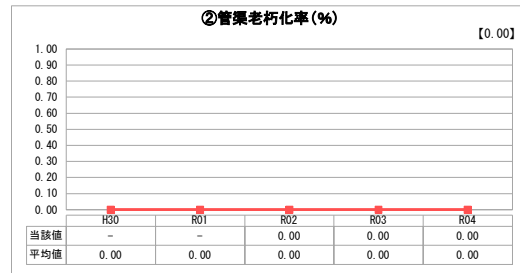
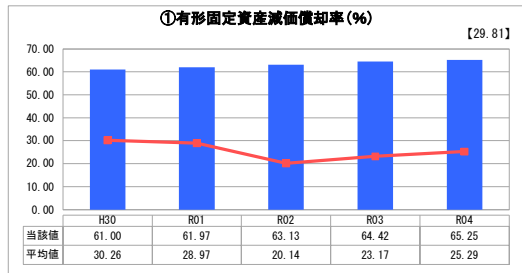
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

使用料収入に対する企業債残高の割合を示す④は類似団体平均値との比較において、その差は縮小している。今後も企業債残高は減少していく見込みとなっており、改善が進むと考えられる。

使用料収入により汚水処理費用をどの程度賄えているかを⑤経費回収率は、令和3年度と比較すると上昇しているが、依然として類似団体平均値より低く、使用料収入だけでは維持管理経費を賄うことができていないことを示している。本市の下水道普及率は6割程度で、未普及解消の段階にあり、事業として採算性が低く経営を維持できない状況にあるため、不足分については、経務省の地方公営企業繰出基準に基づく基準を超えて一般会計より繰り出しを受けている。

⑦の施設利用率はほぼ横ばいに推移している。施設規模の見直し等による効率的な事業運営に努める必要がある。

下水道への接続率を表す⑧水洗化率は100%であり、整備効果が発揮されていると言え、また経費について見ると、1mあたりの汚水処理にどの程度経費を要したかを⑥汚水処理原価は類似団体平均と同程度になった。これは経費削減や効率的な施設運営等の努力によるところが大きい。

※沼津市においては、漁業集落排水、特定環境保全公共下水道、公共下水道は個別に管理しておらず、同一の会計で管理している為、沼津市下水道の分析は、最大規模である公共下水道のシートを見ていただくと理解していただきやすいです。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率を見ると、類似団体平均値を上回っている。これは、処理施設の機械設備が老朽化してきており、更新の必要性が高まっているためである。漁業集落排水は、平成7年度より整備を開始した比較的新しい施設であるため、現状では②管渠老朽化率0%が示すように、更新しなければならぬ管渠は存在しないが、将来的には耐用年数を経過する管渠も出てくる。普及の促進とともに長寿命化対策も行わなければならない。効率とバランスを考えた整備、維持管理をしていかなければならない。

全体総括

快適で衛生的な環境を維持するために漁業集落排水の適正な維持管理は欠かすことができない。そのため、強固な経営基盤の確立が不可欠である。

このような中、使用料収益は人口減少等により、大幅な増加が見込めない状況にあり、このままでは経費回収率の上昇が見込めないことから令和6年7月に料金改定を予定している。

今後もあらゆる経費削減策を講じるほか、適正な受益者負担となるよう財源の確保に努め、経営改善を図っていく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

沼津市下水道事業経営戦略 2025-2034

沼津市水道部水道総務課

TEL:055-934-4862 FAX:055-931-8101